第5章

重要な景観資源の 保全と育成

1	景観	見重要	建造	物及で	び景行	観重	要核	計木	(O)	指定	ĔØ)方	釗	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 124
	(1)	景観重	重要建	造物0	り指定	主のフ	方針		• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	124
	(2)	景観重	重要樹	木の打	旨定(の方針	计	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	125
2	景観	見重要	公共	施設の	り整ク	備等	に厚	目す	る	事項	頁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 126
	(1)	景観重	重要公	共施語	殳の 打	指定(の方	針	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	126
	(2)	景観重	重要公	共施語	殳の	整備に	こ関	する	3基	本	方針	Ļ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	127
	(3)	景観』	重要公	共施記	殳の	整備等	等に	関す	ける	事」	頁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	127

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

【法第8条第2項第3号】

本市には、川越城の城下町として、また、新河岸川の舟運や豊かな田園地帯を背景とした歴史的景観を形成する建造物が数多く存在しています。これらは「川越らしさ」を形成する重要な要素です。これまで、旧条例に基づく独自の取組みとして、都市景観重要建築物等の指定により、これらの建築物等の保全・管理を図ってきました。

今後は、法第19条に規定する景観重要建造物、第28条に規定する景観重要樹木の指定を推進することにより、良好な都市景観の形成上重要な建築物や工作物、樹木等の保全・継承を図っていきます。

(1)景観重要建造物の指定の方針

本市の自然、歴史、文化等から見て都市景観上の特徴を有している建造物や、 地域のシンボルとなる良好なデザインを有する建造物、地域の都市景観を形成す る構成要素となっている建造物で、所有者や管理者に継続的かつ積極的な保全・ 管理の意向があり、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される ものであり、また、以下のいずれかに該当する建造物を、景観重要建造物として 指定を進めていきます。

なお、法第 19 条 3 項の規定によるもののほか、埼玉県や本市の文化財保護条例に基づき指定文化財に指定された建造物については指定を行いません。また、伝統的建造物群保存地区内で伝統的建造物群を構成している建造物として特定された建造物も除きます。

<景観重要建造物の指定の方針>

- 1. 地域の都市景観の特性上、重要な要素となっている建造物
- 2. 伝統的な工法や様式等で構築されている建造物
- 3. 地域の都市景観の核として、個性的で優れたデザインを有している建造物
- 4. 登録有形文化財である建造物

旧条例に基づき指定してきた都市景観重要建築物等については、所有者等の同意を得ながら景観重要建造物への移行を進めます。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

本市の自然、歴史、文化等から見て樹容が景観上の特徴を有する樹木や、潤いのある都市景観の形成、地域のシンボルとなっている樹木等で、所有者・管理者に継続的かつ積極的な保全・管理の意向があり、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであり、以下のいずれかに該当する樹木を景観重要樹木として指定を進めていきます。

なお、法第 28 条第 3 項の規定によるもののほか、埼玉県や本市の文化財保護 条例に基づき天然記念物に指定された樹木については指定を行いません。また、 伝統的建造物群保存地区内で伝統的建造物群を構成している環境物件として特 定された樹木も除きます。

<景観重要樹木の指定の方針>

- 1. 地域の都市景観の特性上、重要な要素となっている樹木
- 2. 周辺の町並み景観等と調和し、美観上優れた樹容を有している樹木
- 3. 地域住民に広く認識され、親しまれている樹木

2 景観重要公共施設の整備等に関する事項

【法第8条第2項第4号口】

(1)景観重要公共施設の指定の方針

道路や河川、都市公園などの公共施設は、市民にとってさまざまな面で関わりを持つとともに、その規模や構造から都市景観の形成にとって重要な役割を果たしています。また、周囲の景観と一体になって歴史的景観や自然的景観、市街地的景観を形成します。特に道路は、都市軸としてさまざまな景観要素を結びつける重要な施設です。河川もまた、自然的景観を中心にさまざまな景観要素を結びつけます。

このようなことから、公共施設の管理者との協議又は公共施設の管理者からの 要請により、景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項や占用等の許 可に関する基準を定め、良好な都市景観の形成を図ります。

① 都市景観の形成上重要な道路(景観重要道路)

- ・都市の骨格軸として、良好な都市景観の形成を図る道路
- ・歴史的景観を演出し、都市の回遊性を図る道路
- ・人が集い、ふれあう、にぎわいの場を演出する道路

② 都市景観の形成上重要な河川(景観重要河川)

- ・歴史的景観を演出する河川
- ・都市の風致を維持し、潤いある都市景観を演出する河川

③ 都市景観の形成上重要な都市公園(景観重要都市公園)

- ・歴史的景観を演出する公園
- 都市の風致を維持し、潤いある都市景観を演出する公園

(2)景観重要公共施設の整備に関する基本方針

景観重要公共施設の整備にあたっては、本市及び各地域の景観特性や都市景観 の形成の方向性を踏まえ、実施するものとします。

(3) 景観重要公共施設の整備等に関する事項

1 景観重要道路

- ・都市の骨格軸として、良好な都市景観の形成を図る道路は、沿道の景観特性 との調和に配慮しつつ、良好な都市景観の形成に努める。
- ・歴史的景観を演出する道路は、その道路の成り立ちを考慮しつつ、沿道の歴 史的景観との調和に配慮した都市景観の形成に努める。
- ・人が集い、ふれあう、にぎわいの場を演出する道路は、歩行者の快適性及び 沿道の市街地的景観との調和に配慮した都市景観の形成に努める。

2 景観重要河川

- ・歴史的景観を演出する河川は、その歴史的背景を考慮しつつ、歴史的景観や 水辺景観の形成に努める。
- ・都市の風致を維持し、潤いある都市景観を演出する河川は、その自然的景観 の保全・育成を図り、水辺景観の形成に努める。

③ 景観重要都市公園

- ・歴史的景観を演出する公園は、その歴史的背景や価値に配慮するとともに、 都市に潤いも与えるよう公園・緑地景観や史跡景観としての整備に努める。
- ・都市の風致を守り、潤いある都市景観を演出する公園は、周囲の景観特性と も調和を図り、都市に潤いを与えるような公園・緑地景観として整備するよう に努める。